

議案第 12 号

介護保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

介護保険法第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者にかかる介護保険第 1 号被保険者保険料率の引き下げ等により、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険第 1 号被保険者保険料率及び保険料段階の基準所得金額の見直しを行う必要が生じたことから、この条例案を提出するものです。

介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,926円」を「34,512円」に改め、同項第3号中「56,889円」を「52,337円」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同項第11号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同項第12号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同項第13号ア中「800万円」を「820万円」に改め、同項第14号ア中「900万円」を「920万円」に改め、同項第15号ア中「1,000万円」を「1,020万円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,755円」を「21,617円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,755円」を「21,617円」に、「37,926円」を「34,133円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,755円」を「21,617円」に、「53,096円」を「51,958円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号」を「第39条第1項第1号から第13号」に改める。

第11条第1項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料率から適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,512円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,337円</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 128,948円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 136,533円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,926円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,889円</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 128,948円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 136,533円</p>

改正案	現行
<p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 144,118円</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 144,118円</p>
<p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>600万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 151,704円</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 151,704円</p>
<p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>700万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状</p>

改正案	現行
<p>態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 159,289円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>820万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 166,874円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>920万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 174,459円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,020万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>	<p>態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 159,289円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 166,874円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>900万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 174,459円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>

改正案	現行
<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(16) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,617円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,617円</u>」とあるのは、「<u>34,133円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,617円</u>」とあるのは、「<u>51,958円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する</p>	<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(16) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,755円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,755円</u>」とあるのは、「<u>37,926円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,755円</u>」とあるのは、「<u>53,096円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する</p>

改正案	現行
<u>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。</u> 2 (略)	2 (略)